

○連結財務諸表等作成要領

平成 24 年 10 月 29 日 財第 2255 号
(最終改正) 令和元年 10 月 16 日 財第 2204 号

連結財務諸表等作成要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

連結財務諸表等作成要領

（目的）

第 1 条 この要領は、大阪府財政運営基本条例（平成 23 年大阪府条例第 136 号。以下「条例」という。）第 25 条第 5 項に定める全会計財務諸表及び連結財務諸表の作成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）連結対象法人等 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）及び大阪府財政運営基本条例施行規則（平成 24 年大阪府規則第 7 号。以下「規則」という。）第 6 条第 3 項各号に掲げる法人をいう。
- （2）法定財務諸表 連結対象法人等が固有の会計基準に準拠し、法令の規定に基づき作成する財務諸表をいう。
- （3）連結財務諸表等 全会計財務諸表及び連結財務諸表をいう。

2 その他の用語の定義は、条例、規則又は大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年 3 月 29 日会計第 3894 号。以下「財務諸表作成基準」という。）に定めるところによる。

（財務諸表の体系）

第 3 条 全会計財務諸表は、全会計貸借対照表、全会計行政コスト計算書、全会計キャッシュ・フロー計算書及び全会計純資産変動計算書とする。

2 連結財務諸表は、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結純資産変動計算書とする。

（連結の手法）

第 4 条 連結財務諸表等の作成にあたっては、財務諸表作成基準に定める財務諸表の様式によるものとし、連結対象法人等の法定財務諸表を基礎として、必要な読替及び重要な資産・債務等について所要の修正を行い、純計処理を行うものとする。

2 連結対象法人等のうち、規則第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる法人は、前項の規定にかかわらず、規約等に基づく当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結の手法によることとする。

3 連結対象法人等のうち、規則第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる法人で、他の地方公共団体と共同で設立されたものは、第 1 項の規定にかかわらず、当該年度の運営費交付金割合等に応じた比例連結の手法によることとする。

4 連結対象法人等のうち、規則第 6 条第 3 項第 3 号に掲げる法人で、実質的に主導的な立場を確保していると認められる地方公共団体が特定できないものは、第 1 項の規定にかかわらず、出資割合等に応じた比例連結の

手法によることとする。

- 5 連結対象法人等において連結財務諸表等の基礎となる財務諸表が作成されていない場合は、財務諸表作成基準に準拠して新たに財務諸表を組み替えるなどの方法により作成するものとする。

(出納整理期間の取引の整理)

第5条 出納整理期間中の取引に係る会計記録の不一致のうち重要なものについて、必要な整理を行う。

(財務諸表勘定科目の対応)

第6条 法定財務諸表については、前条の整理を行った後、財務諸表作成基準に定める財務諸表の様式に示す勘定科目に読替を行う。

(内部取引の相殺消去)

第7条 財務諸表作成基準の適用を受ける会計において、連結対象法人等の間で行われている次の重要な内部取引は相殺消去する。

(1) 投資と資本との相殺消去

投資及び出資金と、純資産

(2) 債権と債務との相殺消去

貸付金と、借入金

(3) 収益及び費用等に係る次の取引

負担金、補助金及び交付金の支払と受入

繰出金と繰入金

財産の売買

委託料と受託金

受取利息及び配当金と、支払利息及び配当金

(4) その他、情報開示に重要な影響を及ぼす取引

2 内部取引の相殺消去は、前条により読替を行った後の財務諸表を基に行う。

(公表)

第8条 連結財務諸表等は、財務諸表作成基準に基づく財務諸表の作成後、速やかに作成し公表するものとする。

(準用)

第9条 この要領に定めるもののほか連結財務諸表等の作成に関し必要な事項は、財務諸表作成基準を準用する。

(細則)

第10条 この要領に定めるもののほか連結財務諸表等の作成に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成23年度の連結財務諸表等の作成から適用する。

附則 この要領は、平成24年度の連結財務諸表等の作成から適用する。

附則 この要領は、平成 29 年度の連結財務諸表等の作成から適用する。

附則 この要領は、平成 30 年度の連結財務諸表等の作成から適用する。